		八四七五・二九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四・七六		物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	
			飲料の自動販売機	
		八四七六・二一	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七六・二九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
			その他の自動販売機	
		八四七六・八一	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七六・八九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四・七七		ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	
		八四七七・一〇	射出成形機	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七七・二〇	押出成形機	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七七・三〇	吹込み成形機	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	LVC四十パーセント又は、CTSH
			その他の機械（成形用機械に限る。）	
		八四七七・五一	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七七・五九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七七・八〇	その他の機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四・七八		たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	
		八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四・七九		機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
		八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七九・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七九・四〇	綱又はケーブルの製造機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七九・五〇	産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七九・六〇	蒸発式空気冷却装置	LVC四十パーセント又は、CTSH
			その他の機械類	
		八四七九・八一	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七九・八二	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四七九・八九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH
	八四・八一		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	
		八四八一・一〇	減圧弁	LVC四十パーセント又は、CTSH
		八四八一・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	LVC四十パーセント又は、CTSH